

平成22年度

垂水市教育委員会の事務の点検及び評価
並びに外部評価委員会の評価結果報告書

平成23年9月

垂水市教育委員会

目 次

1	垂水市教育委員会の事務の点検及び評価制度の概要について	1
2	平成22年度垂水市教育委員自己点検・評価票	2
3	平成22年度教育委員会委員活動状況及び外部評価結果	3
4	平成22年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票	5
5	平成22年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況外部評価結果	9

【 資料 】

垂水市教育委員会外部評価委員会設置要綱	10
垂水市外部評価委員会委員名簿	11

1 点検・評価制度導入の経緯

垂水市教育委員会では、これまで平成17年度に導入した行政評価制度に基づき、事務事業評価、施策評価を実施しており、また平成19年度から各課マニフェスト作成等に取り組んできたことから教育委員独自の点検・評価は、行っていなかった。しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施し、評価の結果を議会に提出し、公表しなければならなくなったことから平成21年度から下記の要領で事務の点検及び評価に取り組むこととなった。

- ① 垂水市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- ② 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- ③ 評価の客観性、透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- ④ 評価の対象・方法、報告書等は、反省等を踏まえて毎年度見直しを行う。

(参考) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成19年6月公布、平成20年4月1日施行）

2 点検・評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

- ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
- ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

(2) 教育委員会各課の所管する事務事業

垂水市教育行政の重点施策に掲げられた施策及び事務事業のうち教育委員会事務局で協議し選定する。

3 点検・評価の手順及び時期等

(1) 教育委員会事務局，教育委員の自己点検・評価 → 毎年4月～5月

↓

(2) 外部評価委員による評価 → 毎年6月～7月

↓

(3) 報告書の作成（事務局） → 7月～8月（教育委員会での承認）

↓

(4) 議会への報告 → 毎年9月議会

↓

(5) 市民への公表 → 10月号市報及びホームページ

平成22年度 垂水市教育委員自己点検・評価票

評価項目	評価の観点	前年	評価	備考(反省点)
1 教育委員会の会議の運営・改善	1 定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。 (回数・時期・日程・審議件数等)	4.0	4.0	適切に開催された。
	2 事前資料・関連資料等の配布が適切になされたか。	4.0	4.0	議案・資料等が事前に配布され検討できた。
	3 必要に応じて、報告・連絡・相談がなされたか。	3.3	3.5	様々な状況、情報の提供により必要に応じてなされた。
	4 議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。	3.8	3.7	事前資料配付により意見交換し共通理解ができた。
	5 委員の意見・提案は施策に反映されたか。	3.3	3.0	次年度の施策に適確に反映させたい。
	6 会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	3.5	4.0	適切に処理されている。
2 委員の研修等	1 国・県・地区・市等のバランスのとれた研修計画がなされたか。	3.3	3.0	市段階の研修を計画的に進めたい。
	2 当面する課題に対する研修が適切になされたか。	3.5	3.3	垂水高校の振興策等について時間をとって研修した。
	3 研修の成果が施策に反映されたか。	3.0	3.0	研修の成果が次年度の施策に反映されつつある。
3 委員の活動等	1 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。	3.8	3.8	各種行事について連絡通知がよくなされている。
	2 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。	3.6	3.8	連絡通知のあった行事には努めて参加した。
	3 各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。 また、意見・提案は改善等に反映されたか。	3.8	3.3	行事の改善点について意見提案がなされ改善されつつある。
	4 委員による市民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。	3.3	3.0	提供されたものは、会議等で対策を議論してきた。
	5 委員と市長・副市長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。	3.0	3.3	市長・副市長・議会との情報交換に努めた。また、新市長になり今後も情報交換を進めていきたい。
4 特記事項等 (その他)	垂水中央中学校の充実・発展を強く期待し、各地域との連携強化を図って行きたい。	3.5	総合評価	3.5

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

(注) 総合評価点 全ての評価の点の平均点 (合計点÷事項数)

平成 22 年度 垂水市教育委員会委員活動状況

1 教育委員の状況

(1) 平成 22 年 4 月 1 日現在の委員数 5 人 (男性 4 人 女性 1 人)

2 教育委員会会議の開催回数

(1) 平成 22 年度の回数 定例会 1 2 回 臨時会 2 回

(2) 定例会及び臨時教育委員会での議案件数・・・38 件
報告件数・・・6 件

(3) 会議録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ

(4) 定例教育委員会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・報告 平成 22 年度教育委員会職員及び小中学校教職員の人事異動について 外 1 件承認 ・議案 垂水市社会教育指導員の任命について 外 4 件可決
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 平成 22 年度垂水市奨学資金奨学生の決定について 外 2 件可決
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 垂水市中学校統合地区別協議会規定及び垂水市中学校統合準備委員会規定の廃止に関する訓令について 外 4 件可決
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 垂水市障害児就学指導委員会委員の委嘱について 外 2 件可決
臨時	<ul style="list-style-type: none"> ・議案 平成 23 年度使用小学校教科用図書採択について
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 なし
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・報告 垂水市教育委員の任命について 承認
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・報告 平成 22 年度垂水市教育委員会職員の定期人事異動について 外 1 件承認 ・議案 垂水市教育委員会委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について 外 2 件可決
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 垂水市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 外 2 件可決
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 平成 23 年度垂水市一般会計当初予算要求について 外 2 件可決

月	審 議 内 容
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 九州中学校総合体育大会及び全国中学校総合体育大会出場補助金交付要綱について 外 3 件可決
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 なし
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員及び教育長並びに各課長の報告 ・議案 平成 23 年度垂水市一般会計当初予算について 外 4 件可決
臨時	<ul style="list-style-type: none"> ・議案 垂水市教育委員会委員の辞職の同意を求めることについて

3 教育委員の研修会等

- 4 月 2 0 日 鹿児島県教育行政説明会（鹿児島市）
- 3 0 日 第 1 回肝属地区市町教育委員会連絡協議会理事会・総会（鹿屋市）
- 5 月 1 7 日 肝属地区教育振興会総会（鹿屋市）
- 1 8 日 縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会（鹿児島市）
- 7 月 2 7 日 市町村教育委員会委員研修会（鹿児島市）
- 8 月 1 8 日 第 2 回肝属地区市町教育委員会連絡協議会理事会（鹿屋市）
- 1 0 月 4 日～5 日 肝属地区教育委員管外研修（南さつま市）
- 1 1 月 1 2 日 縣市町村教育委員会連絡協議会教育委員研修会及び講演会（鹿児島市）

4 定例会及び臨時教育委員会以外の活動状況

- 学校訪問 小学校 8 校 中学校 1 校
- 入学式 小学校 4 校 中学校 1 校
- 卒業式 小学校 4 校 中学校 1 校
- その他 宣誓式，生涯学習オープニングフェア，小学校運動会，中学校体育大会，市民体育祭，市文化祭，教育振興大会，成人式，生涯学習の集い等

5 評価及び反省等

定例会については、議案・資料等が事前配布されたことにより事前検討、意見交換を行い共通理解ができた。また、意見や要望等の施策への反映は、できるものは計画的に実行されているが全体として検討の余地がある。

教育行政については、中学校統合の 1 年目として校舎の大規模改造、校庭拡張問題、スクールバス運行、研究会等取り組んで学校運営の基礎ができた。しかし、中央地区に中学校が 1 校となったことから各地区との連携強化、情報発信の必要性が出てきた。

また、反省点として跡地問題が進展していないことがあげられる。

6 外部評価（外部評価委員の意見）

平成22年度は研修会への積極的な参加や、各学校行事への参加など委員が活発に活動されている様子が見て取れます。

中学校統合については、大過なく1年を経過して安定した学校運営がなされており教育行政が適確である。今後は特記事項に掲げてあるとおり、地域との連携強化、情報発信に努めていただきたい。

跡地利用については、複式学級のある小学校の統合も視野にいれて検討されたらどうでしょうか。

平成22年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
教 育	1 教育振興基本計画の策定は計画どおりに進められたか。	・ 教育振興基本計画の策定作業	4. ③. 2. 1
	2 学校教育環境の整備促進は計画どおりに進められたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎・体育館耐震補強工事 ・ 校舎・体育館外壁診断 ・ 垂水中央中学校校舎リニューアルと耐震補強工事 ・ 垂水中央中学校運動場拡張のための用地買収 	4. ③. 2. 1
総 務 課	<p>備考(反省点等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興基本計画の策定作業については、変更されたスケジュールに基づき教育委員会内に策定委員会を設置し、各課で策定した案を協議しながら作成した。また、作成後はパブリックコメントの実施による市民からの意見や教育委員の意見を考慮し計画の決定を行った。その後議会への報告と併せて市報・ホームページを活用して市民への公表も行った。 ・ 校舎・体育館耐震補強工事については、計画されていた協和小学校、境小学校、終原小学校、牛根小学校、松ヶ崎小学校の校舎を予定通り実施した。また、体育館は、境小学校及び牛根小学校において耐震補強工事も計画どおり実施した。 ・ 校舎・体育館外壁診断については、平成21年度に引き続き耐震化年次計画に基づき松ヶ崎小学校及び牛根小学校において調査を実施した。なお、外壁工事については垂水中央中学校の大規模改造工事の終了後に過疎債による工事実施を予定している。 ・ 平成22年4月に新たに開校した垂水中央中学校の校舎リニューアルと耐震補強工事は、平成24年度までの継続した工事を3カ年で計画している。平成22年度においては、B棟及びC棟の一部とトイレ棟の耐震、改修を実施した。しかし仮設校舎を新設し、机などの搬入に時間を要したため改修等の本格的な工事が9月にずれ込んだことで騒音による授業への影響が懸念された。その対策として施工業者による週末施工や防音シートの利用により軽減されたが翌年度以降の注意事項となった。 ・ 垂水中央中学校運動場拡張のための用地買収については、計画当初より地権者が協力的であり、地目が「畑」であることを勘案し予算計上した。その後財政課の協力を仰ぎながら交渉を続けたが、市道とマイロードに囲まれた立地条件等により価格の折り合いがつかないため不動産鑑定士による不動産鑑定を行うこととした。その結果、該当地は宅地並みの評価となり現年度予算では対応出来ないことから平成23年度において新たに予算化し交渉することとなった。 		

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成22年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
学	1 確かな学力を定着させる教育の推進は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> 市学校訪問、校内研修等での指導助言 学力に関する調査等の実施と結果の活用 小・中教育研究会、サイエンス会 家庭学習キラリプラン 	4. ③. 2. 1
	2 豊かな心や健やかな体を育む教育の推進は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> 垂水さわやかあいさつ運動 小学校セカンドスクール、交流学习 郷土教材資料「ふるさと垂水」の刊行 SC・SSW配置事業、子ども理解のための研修会 	4. ③. 2. 1
校	3 信頼される学校経営への指導助言は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> 市管理職研修会、市学校訪問、教育長による校長面接 垂水中央中学校の開校 垂水中央中学校を核とした小・中・高の連携 学校評議員制 	4. ③. 2. 1
	4 学校給食の充実、食育の推進は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> 楽農百笑倶楽部との連携 食と農の出前授業、ふれ合い給食 おいしい垂水の味学校給食週間 給食調理員研修会 	④. 3. 2. 1
教	5 学校教育課予算の管理と執行は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> 市小・中学校教育研究会 市サイエンス会推進事業 総合的な学習推進事業 教育振興費の適正執行 	④. 3. 2. 1
育	備考(反省点等)		
課	1	学校訪問を1学期と3学期に年2回実施し、課題解決状況を把握した。NRT(H22.4実施)は、小学校は、偏差値50以上である。中学校は、1年は50以上、中2・3年は48～50と50以下も見られた。全国学力・学習状況調査(H22.4実施 抽出実施2小学校)は、活用のB問題に課題がある。県基礎・基本定着度調査(H23.1実施)は、小学校5年は算数以外は県平均以上、中学校は、県平均と比較して、1年は社会、理科、英語に、2年は全教科において課題がある。	
	2	垂水さわやかあいさつ運動は2年間の取組で充実してきている。第5・6年複式学級の児童を対象としたセカンドスクール(H22.9)を新しくオープンした森の駅「たるみず」において実施し、好評であった。郷土教育教材「ふるさと垂水」が学校長、編集委員の尽力により完成した。郷土理解を深める学習を充実したい。SSW・SCによる教育相談活動の成果が見られる。(年間30日以上欠席 不登校 小0 中8)家庭学習の時間の増大と学習意欲の喚起が課題である。	
	3	管理職研修会、学校訪問(年2回)を計画的に実施した。教育長をはじめ教育委員会指導を行った。垂水中央中学校が開校したが、5月に中学生3名による問題行動が発生した。その後の指導で指導体制が強化され、落ち着いた生徒指導が展開された。垂水中央中で市内全小学校の6年生児童及び保護者を対象に中学校入学説明会を実施し、授業参観や諸説明を行った。県立垂水高校の授業公開に参加するように努めた。学校評議員制は、年3回の会合を充実していきたい。	
	4	市内産食材を約20～30品目ずつ活用した。生産者との月例会、学校でのふれ合い給食を実施した。栄養教諭、調理技師による食に関する授業を充実した。11月のおいしい垂水の味学校給食週間では、食材と献立を工夫し、食育の充実に貢献できた。	
	5	学校教育課予算は、計画どおり執行し、教育行政の充実に資することができた。	

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成22年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
社会	1 心豊かで活力あふれる生涯学習のまちづくりの推進は適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> 市民講座の充実 公民館講座の充実、自主講座の育成 生涯学習出前講座の利用拡大 	4. ③. 2. 1
	2 青少年の健全育成とよりよい地域づくりのための「垂水さわやかあいさつ運動」の推進は適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア少年団活動 錦江湾子ども環境調査隊(漁業体験) 和田英作ジュニア絵画教室 青少年育成会議の開催 「垂水さわやかあいさつ運動」の実施 	4. ③. 2. 1
	3 史跡等文化財と垂水市文化財インストラクター制度の活用はなされたか。	<ul style="list-style-type: none"> 垂水島津家墓地整備事業 柗原貝塚、お長屋測量設計委託事業 柗原貝塚公開講演会の開催 垂水市文化財インストラクターの育成と活用 	4. ③. 2. 1
	4 「健やかスポーツ100日運動」の推進は適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> ウォーキングin猿ヶ城の開催 第49回市民体育祭秋季大会 第20回垂水市ニュースポーツフェスティバル 「貯筋体操プロジェクト」の実施 	4. ③. 2. 1
教育課	<p>備考(反省点等)</p> <p>1. 公民館講座は市民講座については3つの新規講座を含め14講座を実施、地区公民館講座は45とバラエティーに富んだ講座を取り入れた。生涯学習出前講座については25回実施し、受講者は880名で回数の内訳は学校12回、公民館6回、振興会2回であった。</p> <p>2. 青少年健全育成事業は、児童、生徒数の減少やスポーツ少年団、部活動などにより参加者の減少傾向は続いているが、引き続き事業内容の広報、周知に努め定員割れのないように努めたい。また、「垂水さわやかあいさつ運動」については、ポスター・チラシの掲示や、のぼり旗の設置、9月の強調月間の各団体での取り組みにより子供達にはかなり浸透してきたが、大人への周知がいまひとつ浸透していないため、地区公民館講座などでの更なる内容の周知に努めたい。</p> <p>3. 島津墓地整備事業として「墓塔安定化工事」「石垣改修工事」を実施した。柗原貝塚・お長屋測量設計委託事業は国(県)指定化のための予算の算出や現状把握に役立つもの。柗原貝塚公開講演会は約200人の受講者を集め、柗原貝塚の周知に努めた。各地区の文化財インストラクターの活動として市内外からの見学・研修に立会い、案内・説明をした。その他文化財説明板や標柱の取替を積極的に行った。また、日本近代洋画の巨匠「和田英作画伯遺品展」と銘うち文化会館で同画伯の写真等の常設展示を行った。</p> <p>4. 「ウォーキングin猿ヶ城」には、平成21年度とほぼ同数の参加があり、好評であったため来年度も実施したい。 市民体育祭は、悪天候のため中止となった。 ニュースポーツフェスティバルは、老若男女160名の参加があり、5種目のニュースポーツを行った。参加者は平成21年度と同数だった。次年度も実施したい。 9月下旬から12月上旬にかけて延べ12日間にわたり、貯筋体操プロジェクトと称して、貯筋運動を学び市民の健康づくりや介護予防づくりに役立てていただくための教室を開催した。大人60名の参加があり、大変好評であった。</p>		

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成22年度垂水市教育行政の重点施策推進状況の外部評価委員点検・評価票		
課	施 策	
教育総務課	1 教育振興基本計画の策定は計画どおりに進められたか。	
	2 学校教育環境の整備促進は計画どおりに進められたか。	
	委員の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画の策定、また学校教育環境の整備促進はおおむね計画に添い実行されたと評価できる。 ・学校教育環境の整備は計画どおりなされていると思う。そこに、市内の小さな小学校から大きな中学校に入学する子供たち、親たちの緊張感を環境の整った中学校で優しく大きく受けとめていただきたい。 ・耐震補強工事は順調になされているようだが、今年3. 11の東日本大震災のような災害が起きてからでは遅いので確実に計画どおり早急な整備完了ができるよう適確な予算配分などにより、より進捗の向上を図っていただきたい。
学校教育課	1 確かな学力を定着させる教育の推進は、適切になされたか。	
	2 豊かな心や健やかな体を育む教育の推進は、適切になされたか。	
	3 信頼される学校経営への指導助言は、適切になされたか。	
	4 学校給食の充実、食育の推進は、適切になされたか。	
	5 学校教育課予算の管理と執行は、適切になされたか。	
		委員の評価
社会教育課	1 心豊かで活力あふれる生涯学習のまちづくりの推進は適切になされたか。	
	2 青少年の健全育成とよりよい地域づくりのための「垂水さわやかあいさつ運動」の推進は適切になされたか。	
	3 史跡等文化財と垂水市文化財インストラクター制度の活用はなされたか。	
	4 「健やかスポーツ100日運動」の推進は適切になされたか。	
		委員の評価

垂水市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条

第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価を行うため、垂水市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 垂水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年2月15日 教委告示第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

垂水市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

任期 平成23年4月1日～平成25年3月31日

番号	氏名	適用
1	八木 栄壽	第3条第2項による
2	木佐貫 泰英	第3条第2項による
3	中谷 いつみ	第3条第2項による
4		
5		